

公益財団法人東京 YWCA 会員規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第48条に基づき公益財団法人東京 YWCA（以下、「この法人」という。）の会員（以下、「会員」という。）の活動及び入会並びに退会等、必要な事項を定める。

(会員の定義)

第2条 会員は、この法人の目的を達成するために寄附及びボランティアによってこの法人の事業に参加し、種々の活動を行うものをいう。

2 成人会員及び年少会員は、日本 YWCA 並びに世界 YWCA の会員となる。

(会員の種別)

第3条 会員及び会友には以下の種別がある。

- (1) 18 歳以上の女性は成人会員とする
- (2) 18 歳未満の女性は年少会員とする
- (3) 18 歳以上の男性は成人会友とする
- (4) 18 歳未満の男性は年少会友とする

2 この法人の目的に賛同し、その事業を支援する個人及び団体は賛助会員となる。

(会費)

第4条 会員及び会友ならびに賛助会員は会費を納入する。

2 会費及び賛助会費は1ヵ年分を原則として毎年4月から7月までに納入する。

3 会費の年額は以下のように定める。

成人会費：7,000 円

年少会費：2,000 円

成人会友費：5,000 円

年少会友費：1,500 円

4 ただし、成人会員のうち18歳以上30歳未満の者の成人会費は3,000円、成人会友のうち18歳以上30歳未満の者の成人会友費は3,000円とする。

5 賛助会費は1口10,000円とする。

個人：1口以上

団体：3口以上

6 年度の途中で退会を届け出た場合も、既に納入した会費、賛助会費は返金しない。

7 会費及び賛助会費の額は、会員総会に諮問し、その答申を得て理事会が変更する。

8 前条に規定する会費は、世界 YWCA 及び日本 YWCA に関連する費用を除き、この法人の管理費に用いるものとする。

(退会等)

第5条 会員、会友、賛助会員は退会の意志を届け出ることをもって退会する。

2 当該事業年度終了日までに会費が納入されない場合、退会とみなす。

3 この法人の会員としてふさわしくない行為のあったとき理事会は運営委員会に諮問し、その答申を得てこれを除名する。

(会員総会)

第6条 会員は毎年1回会員総会を開く。

2 会員総会は次のことを行う。

(1) この法人の事業報告及び会計報告を受ける。

(2) この法人の事業計画及び予算の報告を受ける。

(3) 日本YWCA及び世界YWCAの報告を受ける。

(4) この法人の目的を達成するための強調点を策定する。

(5) 第3条第1項第1号の成人会員の中から任期満了に伴う次期の運営委員会会長及び運営委員並びに候補者選考委員を選出する。

(6) その他会員に必要な事項

(会員総会の招集)

第7条 会員総会は、運営委員会会長が招集する。

(会員総会の組織)

第8条 会員総会は成人会員のうち期日までにその年度の会費を納入した者をもって組織し、成人会員の1割を定足数とする。ただし委任状をもって出席に代えることができる。

2 年少会員及び会友は出席して意見を発表することができる。

3 第6条第2項第1号、第2号、第3号を除き、出席会員の過半数の同意を得てこれを決する。

(臨時会員総会)

第9条 運営委員会の決議または成人会員の1割以上の要求があれば臨時の会員総会を開くことができる。

(運営委員会会長、運営委員、候補者選考委員)

第10条 運営委員会会長及び運営委員並びに候補者選考委員は、定款第48条の会員個人のうち、会員総会で選出された成人会員でなければならない。

2 第1項の者は、この法人及び公益財団法人日本YWCA並びに当該YWCAに加盟するYWCAの評議員・理事・監事あるいは被雇用者以外の者でなければならない。

3 第1項の者の任期は次の通りとする。

(1) 運営委員会会長及び運営委員は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間を1期とし、連続して2期4年間まで延長することも可能とする。

(2) 候補者選考委員は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

4 第1項の者のうち運営委員会会長及び運営委員は、会員総会選出時点で75歳以下の者とする。ただし、1期2年間を終えた者のうち連続して再選される場合は、この限りではない。

5 運営委員会会長は、この法人の理事の候補として推薦されることがある。

(運営委員会)

第11条 理事会は定款第46条に基づき運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、運営委員会会長1名と運営委員8名から15名で構成する。

3 運営委員会の運営その他必要な事項については別に定める。

(候補者選考委員会)

第12条 理事会は前条に基づき運営委員会会長及び運営委員並びに候補者選考委員の候補者を選考する候補者選考委員会を設ける。

2 候補者選考委員会は、第6条の会員総会で選出された候補者選考委員5名によって構成し、委員は理事会において選任及び解任する。

3 候補者選考委員会の運営その他必要な事項については別に定める。

(改正)

第13条 この規則の改正は、会員総会に諮問し、その答申を得て、理事会が改正する。

附則 この規則は2010年2月28日より施行する。

2017年4月1日改正

2024年9月30日改正